

合議局號及受送日								主管局號及付日
第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	
送	受	送	受	送	受	送	受	
日	月	日	月	日	月	日	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	
五	〇							

丙

大正十一年九月十一日
 警保局長
 警保課長
 事務及
 主任
 日

警保局長
 警保課長

事務及
 主任

事務及

警保局長
 警保課長

事務及
 主任

貴方下長崎乗馬會會長 河田新太郎
 予ノ標記ノ件ノ事ニ關シ書據出シ付
 七月廿日保第六一四七號ノ以テ別申上
 取付處在八月十日附高卷二八六日隔通
 候ノ趣旨ニ鑑ミ採納否成難クハ事共
 一昨年ノ付通御流方在様事ハ

(参考)

農林省畜産課長(已申)より今様ノ啓意
 事據出シ八月十日附高卷三九九三號ノ以テ
 今迄長予ノ事ニ關シ採納否成難キ事
 長崎乗馬會會長(河田新太郎)

[Empty lined area for writing]

高産二八廿四席

大正十四年一月十四日

警保二長
高産二長
上座子長長 夕末

地ノ親馬取締 聖之伸

近時競馬ノ隆盛、伸ビ競馬ノ地位之隆、
以テ、競馬ニシテ優勝馬、投馬ヲ施行セシ
ルノ、増ルル、及テ、今後ハ在親第一、
乃チ、年三、ノ條件、其備、心、多ク、セ、
票ノ、後、ソ、洋、セ、心、控、片、取、汗、出、ス、其、



施力了恩力三人、皆合に於て是れ左記等回数なり、乃ち
 軍之備、一、事、實、の、運、守、也、の、故、に、取、取、得、
 亦、如、交、内、從、未、地、方、に、依、り、多、く、言、語、を、思、合、又
 八、合、勝、合、守、の、名、義、に、以、り、施、り、せ、ん、護、馬、に、
 事、實、に、是、等、の、外、に、者、の、施、り、也、中、に、彼、等、
 懐、か、不、勤、言、事、是、等、の、外、に、何、れ、も、一、取、得、の、
 成、原、の、及、修、平、氏、及、通、隆、等、也、
 追、て、從、未、皮、栗、の、施、り、の、詳、を、是、の、符、に、
 左、記、等、三、等、乃、ち、山、第、一、次、期、の、護、馬
 甲、の、實、施、也、之、の、後、等、一、等、及、第、二、等、之、所、に、
 小、將、來、可、成、速、之、甚、く、護、馬、の、別、の、條、に、
 取、計、也、又、甲、一、條、に、

内務省

一、護、馬、用、僅、者、の、言、語、思、合、又、の、月、條、に、
 大、下、
 二、是、廿、八、日、未、以、一、條、十、一、日、未、以、一、條、
 有、之、下、
 三、
 二、
 一、

記

日務省

會ノ目的及実績並ニ現状ニ付テハ同情スヘキ點有之候ノミナラス本會關係人等ハ從來
長崎市ニ適當ナル大運動場ナク運動熱勃興セル今日ノ要求ニ應セサルヲ慨キ昨春以來
競馬場兼用ノ大運動場設置ノ計畫ヲタテ着々事業ヲ進涉セシメ居ルハ事實ニシテ該運
動場竣工ノ曉ニ於テハ嚴重ナル制限ヲ加ヘテ投票競馬ヲ認可スルモ大ナル弊害ナカル
ヘキカト思料被致候モ陳情者ニ對シテハ御通牒ノ御趣旨ニ從ヒ競馬ヲ認ムル本旨ニ鑑
ミ認可致シ難キ旨懇諭致置候處更ニ又貴官宛別紙ノ通嘆願書提出致候條不取敢及進達
候間何分ノ御指示ヲ仰キ候

敬啓

開開何々、輸注示マ叫手刻
多額百庭心職手有懸縮庭置刻更ニ又貴官家眼離、重刻瀛書出庭刻辦不却難以兼
ハキイ思株婚庭刻手調計善ニ權心モハ輸懸烈、輸懸旨ニ符シ競調マ歸ムハ本旨ニ繼
節錄越工ノ刻ニ就テハ端重ナハ端別マ賦ヘテ對票競調マ歸回スルキ大ナハ親書ナクハ
競調兼兼用ノ大張懸懸懸置ノ情書マ々々事業マ兼書ナクハ河ハハ事實ニシテ競
懸調市ニ懸當ナハ大張懸懸ナク懸懸懸懸與ナク今日ノ要求ニ懸ナサハハ懸手和春以來
會ノ日印又實懸並ニ懸州ニ付テハ同懸スヘキ懸亦之類ノシナニス本會關人懸ハ懸來

嘆願書

本會ヲ特ニ畜産組合同様競馬主催者

トシテ認定相仰キ度キ件

本會ハ大正五年ノ創立ニ係リ爾來十年ノ久
シキ其目的タル富國強兵ノ基礎タルハキ第
一要件トシテ体育ノ奨勵ト堅實勇敢ナル精
神ノ訓練ヲ計リ特ニ其目的ニ副ハレガ為メ
馬事思想ノ普及馬匹ノ改良奨勵乘馬ノ練習
又ハ年々春秋二回競馬會ヲ開催シテ地方人
士ノ馬事ニ関スル知識ノ向上ヲ促ス等幾多
ノ事業ニ努力シ來レルハ等シク官民ノ認メ

ラル、所ニ有之其實例ノ一二ヲ陸軍方面ニ
就テ舉ケシニ本會創立以來年々徵兵検査ニ
合格シテ騎兵隊又ハ輜重隊ニ入隊確定ノ壯
丁ニ對シ陸軍當局ト相呼應シテ在郷騎兵將
校ヲシテ乘馬ノ練習ハ勿論愛馬心ノ涵養地
ニ其手入法等馬事ニ関スル概括的豫備教育
ヲ施シ入隊後、便益ニ資シ更ニ當市駐屯ノ
憲兵隊員ノ乘馬練習又ハ歩兵第四十六聯隊
將校團ト共ニ本會員ノ遠來會ヲ催シ馬事軍
事思想ノ普及ヲ計ル等軍事上ニ盡シ来レル
事蹟ノ尠少ナラサルハ自信ニテ疑ハサレ
所ニ有之其誌左トシテハ師團演習機動演習

古川一敏堂印行

等ニ際シ其都度必ス參觀招待ヲ受ケ更ニ本
會ノ效蹟ヲ賞セラレテ曩ニ第十六師團騎兵
聯隊將校團ヨリ特ニ銀盃ヲ贈ラレタルヲ見
テモ明ナル所ニ有之候
然ルニ如上ノ目的ヲ達セシハ尠カラサル
經費ヲ要スル次第ニシテ也ヲ償ハムニハ單
ニ會員ノ會費ノミヲ以テシテハ永續甚ク困
難ナラモ、有之為メニ數年前ヨリ競馬會ヲ
主催シテ其收益ヲシテ經費ヲ補充セムトセ
シモ反ツテ損失ヲ受ケルノミニシテ所期ノ
目的ヲ達スルニ由ナキ状態ニ陥リ申候然ル
ニ大正十二年馬匹鑑識、餘興トシテ一着馬

豫想投票ヲ施行スルニ及ヒ相當ノ成績ヲ得
々回ヲ重ヌル毎ニ競馬熱、向上ヲ見本年春
季、競馬ニ及ヒ願、一層、好成績ヲ示シ茲
ニ於テ昨春以來、懸案タリシ長崎運動場ニ
常設競馬場ヲ新設スル、決シテ從來ハ鐵道
省用地ヲ借入シ一週二百五十間ノ馬場ニテ
舉行セリ、本縣ハ務警察兩部長、了解ヲ得
適良、地所ヲ入手シ一週四百六十間幅十間
、常設競馬場ヲ設計シ正ニ工事ニ着手セシ
トスルニ方リ今回競馬、開スル取締發表ヲ
見ルニ至リ困窮為ス所ヲ知ラサル、状態ニ
有也候

古川幸藏堂印行

願、此ニニ慘憺十年始メテ創立所期、目的ニ
向ッテ邁進シ運動場、プール等ヲ併設シ
テ社會的活動ノ範圍ヲ一層擴大セシコトヲ
期シタル曉ニ於テ競馬會開催、不能ニ陥ル
コトハ真ニ會員一同、落膽也ニ過ラズモ、
無也候
由來本市ハ本會ト目的ヲ異ニスル競馬多ク
畜産組合設立ニ幾多不便、点有也候其々ハ
如上、歴史並事情御憫察、上特別、御詮議
ヲ以テ畜産組合同様、御取扱相仰度伏シテ
嘆願仕候也
追伸 由來本市ハ本會ト目的ヲ異ニスル

送	及	號	局	議	合	日	月	日	受	大	號	省
第	第	第	第	第	第							
號	號	號	號	號	號							
送	送	送	送	送	送							
月	月	月	月	月	月							
日	日	日	日	日	日							

五
一

72
9

英國皇族警衛ニ関スル件
 英國皇族(皇帝第四皇子)シヨージ
 親王殿下ニハ軍艦「ホーキンズ」號ニ
 于本月十五日御來朝同十八日迄
 御滞在在ラセラルヘキヲ以テ一般警

大臣
 次官

警保局長

大正十四年九月十二日
 局受
 付
 日
 月
 日
 局
 送
 月
 日

9-15

内務省警保局長 川崎卓吉殿

競馬多ク畜産組合設立ニ幾多不便
 ノ点アルノニテラス單ニ競馬ノ許
 可ヲ得ルカ為メノ意義ナキ畜産組
 合ヲ組織スルカ如キ國事ヲ中心ト
 スル本會ノ主旨ニ反スル次第此儀
 特ニ御賢察賜度候

大正十四年九月二日

長崎乘馬會
 會長 浅田新太

會長 浅田新太

長崎乘馬會
 會長 浅田新太

古川半藏堂印行

48